



兵庫労働局発表
平成29年8月28日

[照会先]

兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 木多 豊
主任労働衛生専門官 武田 淳彦
(TEL)078-367-9153
(FAX)078-367-9166

報道関係者 各位

ストレスチェック制度の実施状況について

兵庫労働局（局長 小林 健）では、この度、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施状況について取りまとめました。

平成27年12月1日からストレスチェック制度が義務付けられている事業場（常時50人以上の労働者を使用する事業場）については、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。

この報告を取りまとめた結果、平成29年7月末時点で、8割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが分かりました（詳細は別添）。

ストレスチェックをきっかけに、働く方一人ひとりが自らのストレスの状況に気づき、セルフケアなどの対処をするとともに、事業者は、長時間労働の改善や職場内のコミュニケーションのあり方などを含めた職場環境の見直しを行い、働きやすい職場づくりを進めることが重要です。

兵庫労働局としては、管下の労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施の徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、兵庫産業保健総合支援センターによる相談や専門家の派遣制度や企業の取組に対する助成金についても引き続き周知を図っていきます。

[ストレスチェック制度の実施状況(概要)]

- ・ ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、83.3%の事業場がストレスチェック制度を実施
- ・ ストレスチェック実施事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は79.6%
- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は0.6%
- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、78.9%の事業場が集団分析を実施

ストレスチェック制度の実施状況

兵庫労働局労働基準部健康課調べ

1 ストレスチェック制度の実施状況

・平成 29 年 7 月末現在 (以下同じ)、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場^{※1}は約 83%であった。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	80.3%	86.3%	89.6%	100.0%	83.3%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書(様式第 6 号の 2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」)を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある(労働安全衛生規則第 52 条の 21)。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

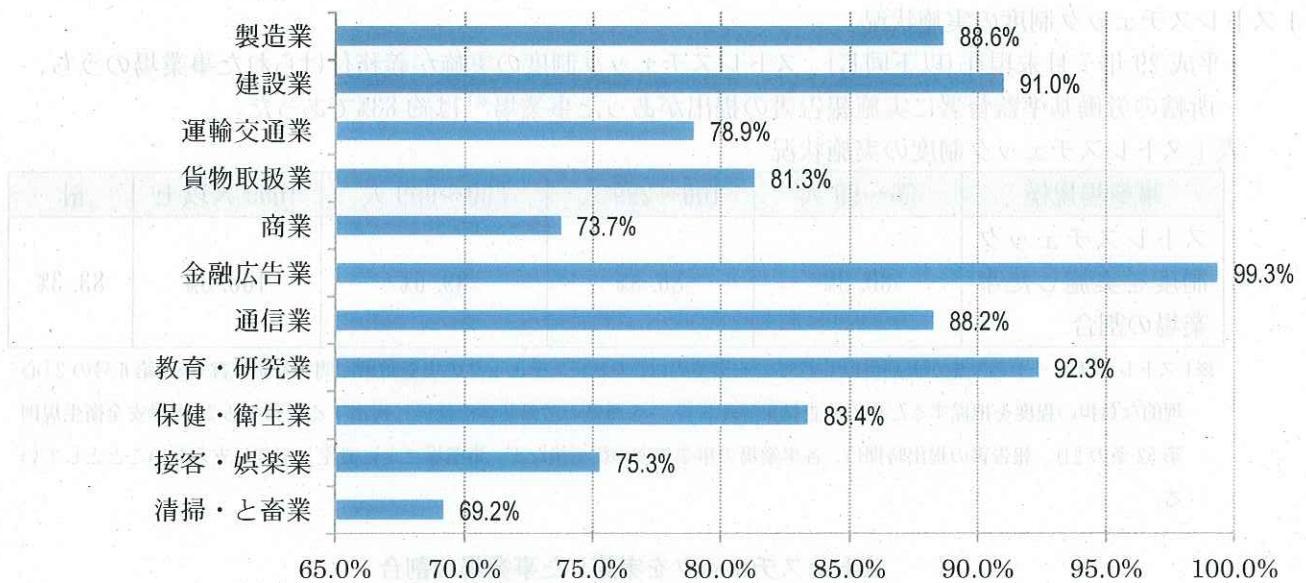
ストレスチェックを実施した事業場の割合



表 2 ストレスチェック制度の実施状況 (主な業種別)

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	88.6%	91.0%	78.9%	81.3%	73.7%
金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
99.3%	88.2%	92.3%	83.4%	75.3%	69.2%

ストレスチェックを実施した事業場の割合



〈以下 2～5 は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況〉

2 ストレスチェックの受検状況

・在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は約 8 割であった。

表 3 ストレスチェックの受検状況

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	76.3%	78.3%	82.0%	85.9%	79.6%

3 ストレスチェック実施者の選任状況

・約 6 割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表 4 ストレスチェック実施者の選任状況 (事業場の割合)

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1000 人以上	計
事業場内の産業医等	54.9%	55.8%	63.0%	90.5%	56.2%
①事業場選任の産業医	45.5%	45.7%	52.4%	73.8%	46.4%
②事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)、保健師、看護師または精神保健福祉士	9.4%	10.0%	10.6%	16.7%	9.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	45.5%	44.5%	38.5%	9.5%	44.2%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師又は精神保健福祉士から選任する必要がある(労働安全衛生規則第 52 条の 10)。

4 医師による面接指導の実施状況

(1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%

※3 事業者はストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

(2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約3割であった。
- ・医師による面接指導を実施した事業場のうち、約8割の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	16.9%	31.0%	58.2%	76.2%	26.2%

表7 面接指導実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
①事業場選任の産業医	78.2%	80.7%	76.1%	78.1%	78.9%
②事業場所所属の医師(①以外の医師に限る)	8.4%	7.2%	10.9%	15.6%	8.5%
③外部委託先の医師	13.4%	12.1%	13.0%	6.3%	12.6%

5 集団分析の実施状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約8割であった。

表8 集団分析^{※4}の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	77.3%	79.0%	87.3%	90.5%	78.9%

※4 「集団分析」とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計分析し、職場ごとのストレスの状況を把握することであり、分析結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている(労働安全衛生規則第52条の14)。